

対面による点呼と同等の効果を有するものとして
国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示について

1. 背景

自動車運送事業の輸送の安全確保のため行うこととされている点呼は、運転者等が属する営業所内で、原則対面により実施することとされているが、異なる営業所間や事業者間において点呼を行う場合には、対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和5年国土交通省告示第266号。以下「点呼告示」という。）第2条第1号の規定に基づく遠隔点呼を実施することを認めている。

他方、現行制度においては、例えば長距離運行を行う高速乗合バスの運転者が移動先の営業所等で点呼を受ける場合において、同営業所に所属する運行管理者又は補助者から対面点呼を受けることができないといった業務上の非効率が生じている。

このような状況を踏まえ、規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）及び国土交通省が設置する「運行管理高度化ワーキンググループ」において、遠隔点呼機器を介して営業所間又は事業者間で点呼に係る運転者等情報の共有が可能である自動車運送事業者については、点呼を受ける運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等から対面で確認を受けることにより、遠隔点呼を受けたものとみなすことが可能となるよう必要な措置を講ずることとされた。このため、点呼告示について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

点呼告示第5条第1号イからニまでに掲げる運転者等の顔の表情や全身、酒気帯びの有無等について、運転者等の所属する営業所の運行管理者等以外の運行管理者等が対面により確認を行った場合は、当該運転者等は遠隔点呼を受けたものとみなす規定を創設するほか、所要の改正を行った。

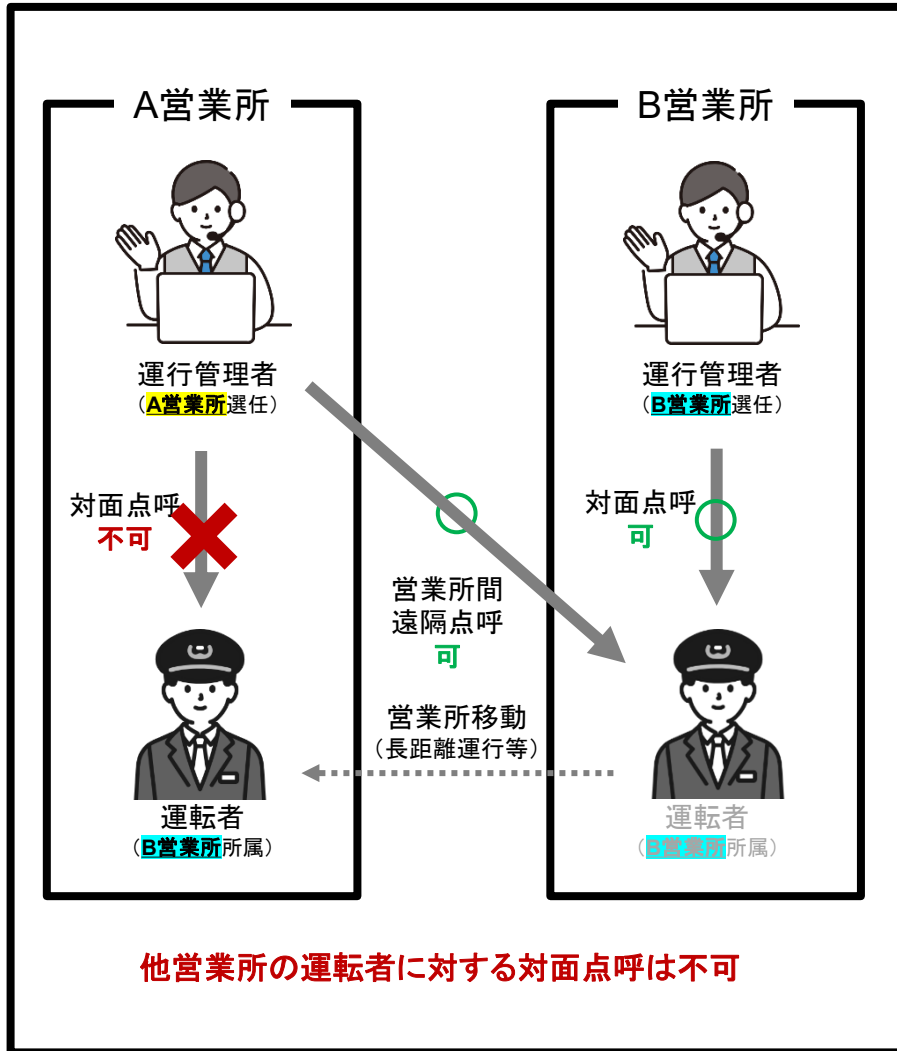
3. 今後のスケジュール

公 布：令和8年6月26日

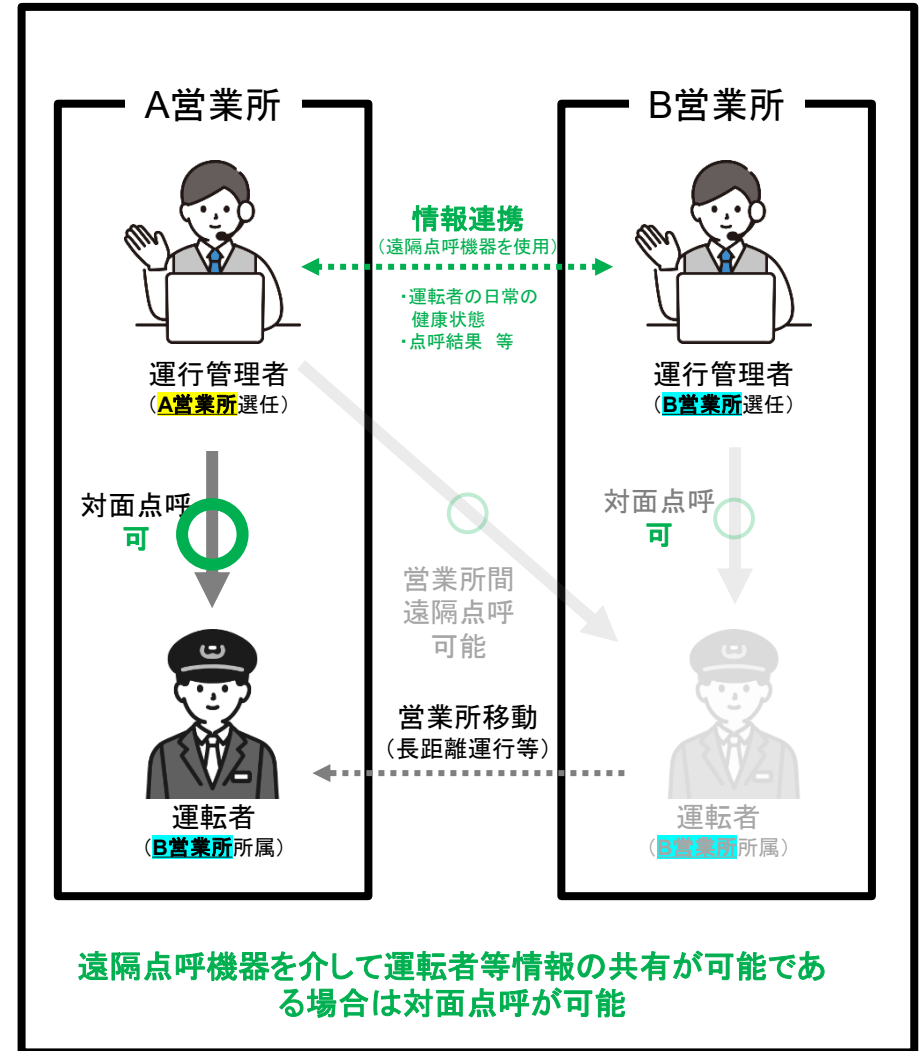
施 行：公布の日

【参考】他営業所の運転者に対する点呼について

改正前



改正後



※本措置は事業者間点呼にも適用